

期間入札の手引き

期間入札の場合、所定の期限までに入札書を担当課に持参するか、入札書を期限までに届くように郵送するか、いずれかの方法で入札に参加することができます。ただし、開札日当日は入札できませんので、注意してください。

期間入札を認める入札か否かは、入札公告または入札指名通知書に記載してありますので、必ず確認してください。

1 担当課に入札書を所定の期限までに持参する場合

- (1) 本手引き「4の【内側の封筒】」に従って封筒表面に所定の事項を記載した封筒に入札書を入れ、封緘のうえ提出してください。(4の【外側の封筒】(外封筒)は不要です。)
- (2) 入札を実施する担当課に入札書を提出期限までに持参してください。
この場合入札書を持参する者が契約権限が無くても委任状は不要です。

2 入札書を郵送する場合

- (1) 必ず「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」により送付してください。
入札書は入札・契約権限のある者の名・印のみを記入・押印してください。
よって、委任状は不要です。
- (2) 上記以外の普通郵便等の方法によって送付された入札書や、郵送期限を過ぎて到達した入札書は受け付けません。
※ 郵便の配達事業者の都合による入札書の遅配等のトラブルについて当事務所は責任を負いません。余裕をもって手続きしてください。
※ 入札書は案件ごとに個別の外封筒に入れてください。1通の外封筒に異なる案件の入札書が同封されている場合は、その全入札について無効とします（1つの課が2以上の異なる案件を発注する場合でも同様。）。

3 入札書の交換, 訂正, 撤回について

入札書を提出し、当事務所が入札書を受理したら、以後その入札書の交換, 訂正, 撤回はできません。持参又は郵送する前によく確認してから入札書を提出してください。

4 入札書を郵送する際の封筒の様式

入札書を内側の封筒に入れ封緘し、その封筒を外側の封筒に入れて封緘し「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で郵送します。封筒には次の見本のとおり所定の事項を記載してください（※ 縦書きでも結構です）。

【内側の封筒】

内封筒の表面（必ず記入）

広島県水道広域連合企業団 三原事務所 発注 (名称記入) 開札日：令和〇〇年〇〇月〇〇日 入札書在中 入札業者名 (株)〇〇〇〇〇〇	発注者名, 業務名等名称, 入札業者名 「入札書在中」は朱書き
---	------------------------------------

【外側の封筒】

外封筒の表面（必ず記入）

〒723-0065 広島県三原市西野五丁目 14 番 1 号 広島県水道広域連合企業団 三原事務所 業務課 行 (名称記入) 入札書在中 開札日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	発注課の住所及び発注課名, 業務名等名称, 開札日 「入札書在中」のみ朱書き
---	---

外封筒の裏面（必ず記入）

住所, 業者名 〒〇〇〇-〇〇〇〇 △△県△△市△△町△△号 (株)〇〇〇〇
--

※ 封筒の規格は指定しませんが、外封筒は内封筒を折らずに入れられるものにしてください。（例 外封筒：長形 3 号，内封筒：長形 4 号）

5 入札書及び委任状について

(1) 入札書について

①入札書の記載事項はもれなく記入してください。

②入札書の日付は、入札書を記載した日付を記入してください。

③必ず入札者が競争入札参加資格審査の際に「使用印鑑届」で届出た印鑑で押印してください。

(2) 委任状について

期間入札の場合（入札書を郵送、又は事前に持参する場合共通）、入札書には受任者の記名押印は不要です（委任状も不要です。）。

6 開札と立会いについて

開札当日は、入札した業者は、1名のみ開札に立ち会うことができます。

ただし、くじとなった場合は、出席者がくじ引きに参加するためには委任状が必要です。

7 開札の流れについて

(1) 開札は、次のような流れで行います。

①開札に立会う業者の出席確認

②入札の数を公表

③開札、落札者決定

(2) 予定価格以上の入札があった場合は、落札業者名、落札金額を発表します。

※公平を期すため、開札が終わるまでは、入札された数、入札参加業者名の問い合わせには応じません。

8 くじ引きについて

(1) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者（委任状を持っている者が入札に参加している場合はその者。）にくじに参加してもらい、落札者を決定します。

(2) 当該入札者が開札に立ち会っていない場合（受任者がいない場合を含む。）、立会っていてもくじを引かない場合、又は立会者の委任状に不備があった場合は、この入札に関係のない広島県水道広域連合企業団三原事務所職員がくじを引くものとします。

9 入札の無効について

次のいずれかに該当する入札は無効となるので、郵送、持参の前に十分確認して送付してください。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- (2) 一つの入札案件について同一の者が2通以上の入札書を提出した入札。
- (3) 外封筒と異なる案件の内封筒を封入した入札。
- (4) 外封筒と異なる案件の入札書を封入した入札。
- (5) 金額を訂正した入札。
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (7) 定められた郵便及び持参以外の方法による入札。
- (8) 提出期限又は郵送期限を過ぎて到着した入札。
- (9) 封筒に記載した業務と入札書の業務が相違する入札。
- (10) 明らかに不正による入札と認められる入札。
- (11) その他特に指定した事項に違反した入札。